



厚生労働省

山口労働局

Press Release

厚生労働省山口労働局発表  
令和2年11月10日(火)

報道関係者各位

担 当	厚生労働省山口労働局 労働基準部賃金室
	室長 藤村 恵
	地方賃金指導官 犬山 重明
	電話 083-995-0372

### 山口県特定(産業別)最低賃金を引上げ

12月15日から1円～7円の引上げ

山口労働局(局長 むらい かんや 村井 完也)は、山口地方最低賃金審議会(会長 いで やすしげ 井出 泰成)からの答申を受け、4つの産業の最低賃金を下表のとおり改正することを決定しました。

改正する特定(産業別)最低賃金は、18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの及び清掃又は片付けの業務に主として従事する者などを除いて、本年12月15日から山口県内の4つの産業で使用される労働者に適用されます。

下 表

産業区分	現行 時間額	改正 時間額	効力発生日	引上額	引上率
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同 合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	966円	967円	令和2年 12月15日	1円	0.1%
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業	892円	893円		1円	0.1%
輸送用機械器具製造業	936円	937円		1円	0.1%
百貨店、総合スーパー	852円	859円		7円	0.8%